

大教院の教化基準

—教典訓法章程と教書編輯条例を中心にして—

東京大学大学院

高 橋 陽 一

大教院の活動が注目される点は、宣教使と比して、その教化主体が神道家のみならず仏教の僧侶や民間の宗教者や技能者に広く求められ、全国規模の活動が見られることがある。三条教則と十一兼題・十七兼題の解説のため膨大に著述された教則兼題解説書は、辻善之助氏の集計で九十三点も存在⁽¹⁾し、写本類を加えれば、もっと膨大な数になるであろう。これは「教育ニ関スル勅語」を解説した勅語衍義書類が五百点前後あることと比べても、教則兼題解説書の著述期間がほぼ三年間に集中する事情を考えれば、驚くべき数であることが実感できる。ただ、今日の研究の到達として、こうした多くの教書類を分析する試みは、十分には行われていない⁽³⁾。さらに、こうした教書が如何に多様な内容と特徴を持ち、どんな点で共通しているのかを検討するためには、まず、当時の教書を巡る法制上の統制と慣習の実態が明らかにされねばならないだろう。

この教書研究の基礎作業の一つとして、教書への大教院の統制の一つである「教典訓法章程」と「教書編輯条例」を検討したいと思う。この章程と条例は、徳重浅吉氏が紹介⁽⁴⁾し、さらに西田長男氏が条例の第一条と第四条を中心に詳細な検討をしている⁽⁵⁾。ただし、近年ではこの章程と条例は大教院研究のなかに十分には位置付けられていないよう

だ。おそらくこうした軽視の事情には、この章程と条例が大教院の独自の規則にとどまって法令史料に残らず、また当時から曖昧な扱いを受けてきたため周辺史料が十分にないことがあるのではないかと思われる。しかし後述のように、この文書は大教院の神道部分の混乱と工夫を知る貴重な文書であり、教部省からも特徴的な扱いを受けているのであるから、教書の統制を検討する基本的な史料と見なして差し支えない。まず第一節で章程と条例自体の内容を解説し、第二節ではその扱いと教部省の教書統制について検討する。ただし、第一節ではすでに西田氏が詳細に明らかにした箇所は重複を避けて簡単にした。

第一節 章程と条例の内容

教典訓法章程と教書編輯条例は四丁の冊子に合刻されている。奥書は「右ノ通今般合議ノ上相定候者也／明治六年七月／大教院詰神道教導職／管長」となっている。

まず、教書の作成のさいに引用する古典類の読み方を規定した教典訓法章程の全文を見よう。（以下、断りのない限り丸数字・句読点・鍵括弧・返り点などは筆者）

教典訓法章程

- ① 『古事記』ハ『古訓古事記』ニ拠ルベキ事。
- ② 『神代卷』ハ『神代卷章牙』ニ拠ルベシ。但神名ハ『古史成文』ニ拠ルベキ事。
- ③ 『祝詞式』ハ『祝詞正訓』ニ拠ルベキ事。
- ④ 『万葉集』ハ『万葉集略解』ニ拠ルベキ事。
- ⑤ 『出雲風土記』ハ『仮名書出雲風土記』ニ拠ルベキ事。
- ⑥ 右外、都テ古書ニ微シ訓法猥リナラヌ様ニ注意致スペキ⁽⁶⁾。

①では教書類に多く引用される『古事記』の訓読を規定する。『古訓古事記』とは、本居宣長が『古事記伝』で示した大和言葉による訓読の部分を編集したものである。三巻本の『古訓古事記』として、一八〇三（享和三）年に刊行され⁽⁷⁾、その後も版を重ねた様子は前掲の西田論文にくわしい。

②も教書類に多く引用される「神代卷」つまり『日本書紀』の第一～一巻の訓読を規定している。ここで『神代卷葦牙』と挙げられているが、これは『神代紀葦牙』を指すのである⁽⁸⁾。これは、本居大平校正で、栗田土満の著書として出されたものである。更に、神の名前だけは平田篤胤の『古史成文⁽⁹⁾』に依拠することになっている。これは篤胤が記紀などの神代の部分を検討して編集し直したもので、篤胤の神学的な主著である。一八一八（文政元）年に三巻が刊行された。

③では祝詞の訓読を規定する。『祝詞正訓』は平田鉄胤が一八五八（安政五）年に刊行したものである⁽¹⁰⁾。祝詞本文に仮名を振る。

④では『万葉集』の訓読を規定する。『万葉集略解』は一八二一（文化九）年に発行された橋千蔭の三十冊に及ぶ著作である。すべての歌について万葉仮名の本文と仮名書きになおしたものと並べ、さらに解釈を述べている⁽¹¹⁾。

⑤では『出雲風土記』の訓読を規定する。『仮名書出雲風土記』は、「出雲大神宮々人」の富永芳久が諸本を校合した『出雲風土記仮字書』全三巻のことであろう。一八五六（安政三）年に本居豊頼らの序をつけて出版され、風土記本文に仮名を振ったものである⁽¹²⁾。

さらに⑥では、ここで規定されていないものも、古典に基づいて訓読することが規定されている。

さて、訓読の基準として指定された本は、以上のようにいづれも江戸時代に国学者が編集して古典に訓読を施して刊行されたものである。こうした指定書が必要となるのは、もともと記紀などの読み方に国学者たちが大いに関心を持ち、諸説を出していたからである。たとえば、②で指定された『神代紀葦牙』は、出版されたころ小山田与清が講

説に使つてゐたが、この時の本にはびっしりと朱筆で読みが訂正されている⁽¹³⁾。教典訓法章程は、こうした学的な批判を、公刊される書物に関して、中止させる効果を持つと考えられる。

また、西田氏も指摘するように、指定書のなかに部分的に訓読をしていないものがある。『神代紀章牙』は『日本書紀』のなかに修飾的目的で純粹に漢文的な語句があることを指摘しており、「すべてからさまにそへられたる漢籍ごとハ、たゞからぶミヨミニヨミテモアリヌベシ。故、此たぐひ次々なるも皆訓をはぶきつ。」と述べ、部分的に漢文訓読調に読むように勧めている。そしてつぎに見る教書編輯条例で重視されている紀の冒頭の「[神聖生其中焉]マテノ文」は、漢文のまま放置されている。『古訓古事記』により『古事記』は全文の読みが確定したが、『日本書紀』は神代卷の純漢文的的部分を除く部分しか確定しなかつたことになる。

つぎに教書編輯条例を見る。まず、条例の全文を以下に記す（ルビは原文のもの）。

教書編輯条例 〈割註・説教講談等モ亦此例ニ準ス〉

第一条

〔15〕 『古事記』「神世七代」ノ文及ヒ「神代紀」「神聖生其中焉」マテノ文ハ、天地鎔造万物化育ノ神理ヲ知ルヘキ明

文ニシテ皇道本教ノ大基礎ナレバ、一言モ増損スベカラサル事。

第二条

アメハ天中マタ日界ヲ云フ。『天地泉ノ説』ニ依ルヘキ事。

第三条

予美ハ月界ヲ云フ。『予美考証』マタ本居・平田二氏ノ説ニ依ルベキ事。

第四条

二神国土生成ハ『国魂神ノ説』ニ依ルヘキ事。

第五条

人魂及ヒ其帰着ハ『善惡報應論』ニ依ルベキ事。

第六条

神徳マタ神驗ハ『神徳神驗論』ニ依リテ本義ヲ曉リ、而ノ之ヲ敷衍引伸スヘキ事。

第七条

神典中ノ義理ハ必ズ古人ノ成説ヲ本拠トシテ文ヲ成シ、妄ニ新説ヲ發シテ世人ノ視聽ヲ乱ルマシキ事。

但古人ノ成説ト雖モ教義上ニ障礙アリテ改正セサルヲ得サル事件ハ、大教院ニ就テ論弁ノ上更ニ當否ヲ定ムヘシ。

第八条

凡テ外国ノ古伝ハ皇國ノ正伝ノ転訛ナレハ、我ノ正伝ヲ本トシ、之ヲ質正シ、我ニ符合スル説ノミヲ採用スヘキ事。

但御國禁ノ書ハ此限ニ非ス。

まず、題名の下に割註で「説教講談等モ亦此例ニ準ス」と述べていてることに注目したい。「教書」以外にも、説教や講談などすべての教導がこれに規定されていることになる。ここで「教書」というのは、先の「教典」が神道関係の古典を指すのに対し、現在の教導職らによって書かれた著作を指すと考えてよからう。また行政的には、官許が文部省でなく教部省から出されるものと言えるだろう。

以下にまず、各条項が示す内容と、指定されている書物の書誌的概観を述べよう。

第一条では、「天地鎔造万物化育ノ神理ヲ知ルヘキ明文」であり、かつ「皇道本教ノ大基礎」である文章を指定している。この表現自体が、天地の創成の神話が、教化の根本におかれることを示している。この明文のひとつ

の『古事記』「神世七代」の文とは、一般に、『古事記』が「神世七代」と自註している國之常立神以下伊耶那岐と伊耶那美までの七代の神の名前を列記した所である。しかし、伊耶那岐や伊耶那美的二神はともかく、途中の豊雲野神ら六代はほとんど教書類では出てこないし、この箇所には「天地鎔造万物化育ノ神理」にあたる記述はない。この『古事記』「神世七代」ノ文」という表現で、古事記冒頭の天御中主神以下の「別天神」五柱の登場の記述も含めて、いるものとしか考えられない。もうひとつの「神代紀神聖生其中焉マテノ文」とは『日本書紀』冒頭の「古天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟涬而含牙。及其清陽者、薄靡而為天、重濁者、淹滯而為地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難。故天先成而地後定。然後、神聖生其中焉。」を指す。この部分が『神代紀葦牙』が「からさま」だとして訓読を放棄した所であることはすでに述べた。以上の二箇所を「一言モ増損スベカラサル事」というのだから、引用にあたっては慎重に一字一句もかかさぬようにすべきことを定めている。

第二条では、アメ（天）が、「天中」か、「日界」つまり太陽の世界であると定めている。これは、天神たちの活動の舞台と関係して重要な空間である。ここで指定する『天地泉ノ説』という書は見当らない。アメとツチとヨミについての考証は、本居宣長の『古事記伝』の附録として付けられた服部中庸の『三大考』⁽¹⁶⁾が最も有名だが、宣長はこの書の跋で、この書を「あめつちよみのかむかへ」と呼んでいる。条例に記された指定書の書名が、今日みられる刊本の題名と異なる例はすでに「教書編輯条例」の②⑤の一箇所で確認した。第二条は「天地泉」を「アメツチヨミ」と読んでいるのだから、この『三大考』を指すのかもしれない。しかし、のちに見る第四条のように、写本でごく一部にしか知られていない書を指定書にする例もあるので、『天地泉の説』とは今日ではすでに散逸した書を指している可能性も強い。

第三条は、予美が「月界」つまり月の世界であると定めている。ここで『予美考証』というのは、矢野玄道の著作だが、管見でも三種の異本があり、ともに奥書には「明治三年といふとしの秋ふみつき東の旅やとりにて（下記でい

うC本の追加（しるす）大学中博士平玄道」とあるので、検討が必要である。神習文庫にある写本の『予美考証』は全八丁の薄い本で本文は十八条と追加一条に分れている（A本⁽¹⁷⁾）。また、本居文庫本の写本は『予美考証再攷稿』という題名で、本文は二十六条と追加一条で最後に図が付いている（B本⁽¹⁸⁾）。そして、木版本の『予美考証』は大教院蔵版で、本文は二十六条と追加一条に分れている（C本⁽¹⁹⁾）。このC本は、『予美考証』と「国」の字がはいっているが、教部省の『准刻書目』第一号に「大教院刊行」として本条例とともに「予美考証、著述矢野玄道、一冊」と掲載されているものと同一であろう。⁽²⁰⁾これによって、発行年は原本にはないが、一八七一（明治五）年九月から一八七三年（明治六）年七月の准刻であり、条例と同時期の大教院からの出版ということで、本条例が指定するのはC本であると考えられる。

A本は、①まず九条にわたり記紀等を引いて月神（月読尊）が須佐之男であることを示し、②さらに続く六条分で月が予美國であると考証し、③さらに三条と追加一条にわたって諸説を検討している。B本では、A本に比べて考証に引用される文献等が増加している。冒頭に三条が追加されて予美國のできた始めの話や黄泉平坂が我々の住む世界と予美の境であることを述べた所が追加されている。また①須佐之男の考証は十条、②月の考証は十条になり、③諸説の検討は三条のままである。さらに「皇美麻命之所知上津国及月読大神之所知下津国一名予美國真形図」、つまり天皇の統治するこの世と月読の統治する予美の図がある。木版のC本は、各条の構成がほぼB本と同じだが、図はない。B本にさらに文献を加え、文章を整え、振仮名が多く振られている。ABC本の共通点をもとに内容を要約すると、須佐之男は月読尊と同一の神であり、彼が月にある予美を治めているということである。これによって、從来から論じられた予美は地下にあるのではないかという説が禁止されることになる。また予美的主宰が須佐之男になる。

『予美考証』の諸本に関しては、全体の細かな違いや他に異本があるかどうかなど、まだまだ調べるべきことは多

いが、文章の加上の様子から、A、B、Cの順に書き加えられたと推定する。この加上の様子で注目されるのは、同時代の国学者からの引用である。B・C本では平田延胤の「此考を見て」のコメントが一箇所と、説の引用が一箇所、井上頼団の説の引用が一箇所ある。さらに月の考証の部分では、A本にない最後の三条は、割註で「右三条ハ。伊能（C本追加・⁽²¹⁾頼則）。井上（C本追加・⁽²²⁾頼団）二氏（C本削除）」の説を本として。記しそへしなり（C本・そへたるなり）。」（句読点はB本の原文⁽²¹⁾）とこの二人の説に拠って書き加えたことを言明している。平田延胤、井上頼団そして伊能頼則の三人は、神祇官＝神祇省＝教部省または宣教使＝大教院の関係者であるし、また頼団と頼則は著者玄道とともに大学校＝大学にいた。もちろん、国学者としての個人的な交流や単に文書からの引用もあるうが、B本への追加の過程でなんらかの集団的検討を考えられる。

また、本条は、「予美考証」に加えて、「マタ本居・平田二氏ノ説ニ依ル」ことも認めている。「予美考証」は宣長と平田の説を前提に書かれているが、これと異なるものも二人の書に典拠がある限り認められるということであろう。第四条は「二神国土生成」つまりイザナギトイザナミの夫婦による国生み神話は、「国魂神ノ説」に依拠しなくてはいけないと定めている。この「国魂神ノ説」とは、神習文庫に写本が残っている久保季茲の著作である。⁽²²⁾西田論文ではこの他にもある旨が記されているが、未見である。これには次の奥書がある。

此一篇、予嘗所考記而、在大教院編輯課之日、質之同列、皆不以為非。遂作『教書編輯条例』、其第四条云、「二神国土生成宜レ拠『国魂神之説』」。爾後、聞往々有不信者、夫此考之未足以為定説也。固矣雖然、或有未見之而議者、此不為無憾。故今刻之、以請江湖諸賢之叱正云。

明治七年九月

久保季茲識

これによって、同書が久保季茲の大教院の編輯課在任中に作られて同僚の検討を経たもので、その後「教書編輯条例」第四条に引用されて有名になり、しかしまだ人々に直接知られていないため、一八七四（明治七）年九月に出版

を決意したことがわかる。しかし、実際には出版はされていないようだ。

本書の内容はかなりユニークなので、要約しよう。二神が国を生んだということは、「世人ノ疑フ所」である。それは国土經營の意味だとか、國魂の神を生んだという意味だとか、国土をそのまま生んだのだと解釈してきたが、「近年古学先輩」は、はじめ生み出した時は微小だが、それが凝固して大きくなつたという説を出した。さらに平田篤胤の『古史伝』はこの説を真金と海の塙の和合による土の形成として理論化し、さらに男女の性別をもつ國魂神の存在をみとめた。しかし、季茲が思うには、海の底は高低の差のある地形があるのだから、島を生むという解釈は「反テ人ヲシテ古伝ヲ疑ハシムルニ至ラン」。また國魂神というのも後世の作り事である。「抑万物ノ生成スルハソノモト必ス窮理家ノ所謂元素ノ相聚ルニヨレリ」。西洋では元素が七、八十種類も知られているが、このなかに「温素」「光素」⁽²²⁾「越列吉的兒素」⁽²³⁾のようなものがあり、働きはわかるが形は見えない。それならば、二神の産んだ「元素国魂」があつて、国土を作ったのではないか。これは他の神と異なり男女の別もない。このあと、「日本書紀」の語句の解釈等が続くが、注目したいのは西洋からの科学的知識が、遅れた断片的な形にしろ普及するなかで、季茲が民衆が信じるかどうかを判断基準にして神話解釈を再検討し、かなり合理化の進んだ篤胤の説をも否定して元素説に依拠する形で「元素国魂」「国土成立ノ元素神靈」を提起したことである。そしてこの新説に、教化活動の理論的中心である大教院編輯課の同僚たちも賛成し、さらには条例化されたということである。もちろん、この解釈は日本が神国であるという従来通りの結論に至っているが、大教院が教化の有効性のためにかなり神道の中心的な部分までも改変していたことを示している。

第五条では、「人魂」と「其帰着」つまり死後の世界に関する説は、「善惡報心論」に依拠することを定めている。『善惡報心論』は、前掲の『准刻書目』で「大教院刊行」として「善惡報心論、活字、一冊」とある。⁽²⁴⁾ また河瀬弁理公使のオーストリア行きにもなう心得の書籍には「大教院刊行神道教正撰述」に分類されている。⁽²⁵⁾ これから、一八

七三（明治八）年七月以前に准刻されていた大教院の神道教正の責任による活字（木活字）の書物が、ここで指定されているものであることが推定される。実際の『善惡報應論』は、作者名も刊年も記載されないものが、二種類ある。木活字本は、本文十五丁のものである。⁽²⁵⁾ 木版本は、大教院藏板の朱印があり、大教院御藏板書籍売捌所から出されている。⁽²⁶⁾ 両者の内容は、若干の振仮名や漢字が違うだけで同一である。本書は、まず、『日本書紀』一書をひいて大日貴神（大国主）が神事を分掌することを説明し、この世の政治は天皇が司どるが、「死後ノ刑賞」など「善惡曲直ヲ審判スルハ大日貴神ノ大權」であるという。そしてその死後の審判によつて、徳を積んだものは「善神」になり、悪事を働いたものは「邪鬼」になつて「泉國」に追いやられたり、「畜類」に「転生」したり、「異形」に「変生」したりするという。また、靈魂は產靈大神の精靈を賦与したものだとして、「神人一致」や靈魂の不滅を説き、この世で行う苦労や惡事はかならず報應があり、たとえすぐつ現われなくても死後に審判されるという。大国主の幽界での審判は、平田派の国学者の説でも見られるが、ここでは畜類に転生するという明確に輪廻説に基づく説明が為されている。これは、かなりに仏教説と関係を深めた説であることを示している。

第六条は、「神徳マタ神驗」つまり神の徳や人間に与える影響は『神徳神驗論』で「本義」を理解してから、敷衍引伸することが規定されている。『神徳神驗論』は、一八七四（明治七）年一月から二月のあいだに准刻された大教院発行の書物である。⁽²⁷⁾ しかし、この書名の本は見当らない。「神宮大宮司兼權中教正」田中頼庸が書いた大教院藏板の『神徳論』がこれにあたるのであろう。⁽²⁸⁾ 他の指定書と比べると本文四十七丁と厚いが、内容は神が人間に与えた利益を並べ挙げたものである。例示は、専ら記紀以降の歴史書から簡潔に取り、江戸時代以降のものは含まれていない。凡例で、「神ノ靈妙ハ固ヨリ人智ヲ以テ測リ知ルベカラザル者アレバ覽者妄ニ數衍伸張セントシテ怪談妖説ニ過ルハ此論ヲ著スルノ趣意ニ非ズ」と注意を促している。実例を専ら古い時代に取つたのもこうした配慮からである。しかし、こうした歴史の話だけでは民衆の教化の効果が薄いことが考えられる。この条だけ、とくに「而ソ之ヲ數衍引

伸スヘキ事」と話を拡大することを要求しているのは、こうした配慮である。

第七条では、新しい教義を作ることを禁止している。「神典」の解釈は古人の説を本拠とするのであるから、新たな古典解釈は基本的に不可能となる。しかし、本条例の第四条の『国魂神ノ説』で見たように、現実に進歩しつつある世間の常識に対し教化が説得力を持つためには、改正が不可欠である。これを但し書きで、「古人ノ成説ト雖モ教義上ニ障礙アリテ改正セサルヲ得サル事件」と呼んでいるのだろう。このさい、可否の決定が大教院で行われることに注目したい。

第八条では、外国の古伝に対する態度を定めている。まず、「凡テ外国ノ古伝ハ皇國ノ正伝ノ転訛」であるとして、外国の古伝については、正伝である日本の古伝に合致するものを採用してよいとしている。もちろんこの方法論は、平田篤胤がインド、中国、さらにはキリスト教を研究するさいに取った方法論である。神仏合同布教の段階においては、より積極的に仏教の世界観なども、神典に矛盾しない限りは活用してよいという意味も含むものであろう。但し書きの「御國禁ノ書ハ此限ニ非ス」というのは、キリスト教を念頭においているのであろう。しかし、大教院藏板で一八七四（明治七）年二月序で刊行された『北郷談』が、「我天御中主、嘗造^テ耶蘇^ヲ、以教^{セシム}化^テ地方^ヲ矣、故耶蘇^ヲ者、見^レ造^レ於天御中主^{之人也}」⁽²⁹⁾とまで言いきっており、キリスト教批判の姿勢は不变であるとしても「正伝ノ転訛」説はキリスト教にも及ぼされていたと見てよかるう。

以上で「教書編輯条例」を逐条的に見た。内容は国学の論争的な課題の中心に座るものであり、従来よりの三大考論争をはじめとする論争を中止させる内容であると言える。⁽³⁰⁾この内容の規制は強いものであるが、同時に新説を禁止しつつ論弁の上で改変を公認し、そのうえで古典を尊重しつつ多くの新説を条文に含んでいる。また、こうした強い規制を提示している条例ならば、この条例自体が広く合意を受けて初めて意味を持つはずである。しかし、条例に指定されている『国魂神ノ説』は刊行されなかつたし、『神驗論』も翌年に初めて刊行された。また『天地泉ノ説』の

ようには今日では不明の書まで含まれている。こうした状況では三条教則のように広い合意は獲得できず、写本が流通する範囲の合意でしかなくなってしまうのである。

第二節 教部省の教書統制

一八七三（明治六）年七月に定められた章程と条例が、公文書のなかでどう扱われているかを検討したい。この文書は、一八七二（明治五）年九月から一八七三（明治六）年七月までに准刻された教部省所轄の印刷物のリスト『准刻書目』第一号に、「教典訓法章程・教書編輯条例合刻」で大教院刊行の活字本一冊として掲載されている。⁽³¹⁾ この准刻書目に関する一八七三（明治六）年七月から八月の教部省内の文書も残っているが、ここにも同様に記載されている。⁽³²⁾ このことで教部省が本文書を、他の大教院の刊行物と同じに扱っていることがわかる。

また、同年十月二十五日には、河瀬弁理公使がオーストリアに行くにあたって、「心得」のために教部省・大教院関係の書物十二種類を各三部ずつ要求し、教部省がこれを受け、大教院書籍掛から教部省を通じて提出した文書がある。⁽³³⁾ なおこの教部省の回答案では本文書は『大教院規則』など五冊の「大教院刊行規則類」に含められ、一冊の「本省布達」と六冊の「大教院刊行神道教正撰述」から区別されている。これは本文書が大教院の公式の見解の一つとして扱われていた例を示している。

つぎに本文書が教部省による出版統制にどう関係していたかを検討する。教部省の設置にあたって、一八七二（明治五）年三月二十三日の太政官布告で「教義ニ関スル著書出版免許ノ事」⁽³⁴⁾ が所轄事項とされた。この前日の布告で「兵書」は陸軍海軍両省に移管されたので、⁽³⁵⁾ 文部省が出版一般の統制を引受けたなかで、「教義ニ関スル著書」と「兵書」が特殊な分野を構成したことになる。また、文部省の出版条例では提出物は書中の大意だけで草稿が原則として不用であるのに対し⁽³⁶⁾、教部省では「但、草稿相添可差出事」⁽³⁷⁾ と一般的のルートより規制が強い点も特徴である。なお、

法令上では大教院は一八七四(明治七)年の達書により兼題書に関して検閲事務を分担している。³⁸⁾

図表 教部省の検閲で問題となつた書物

【許可】					
不明	不明	渡辺重石丸『真教説源附録』	許可	清矩三	
一八七三(明治六)年 四月 八日	『私教正謬初破再破』	浦田長民『古史採要』	許可	清矩四	
一八七三(明治六)年 九月 二十八日	井上淑蔭『造化考』	許可	清矩一	清矩一	
【著書の改正の指令】					
不明	不明	『神祭式』	題名変更等	清矩二	
一八七三(明治六)年 一月二十四日	多田孝泉『略解古事記』	一部訂正	清矩二		
一八七三(明治六)年 二月二十日	永田調集『神代卷鼈頭旧事記』	誤字訂正	類纂一五一		
一八七三(明治六)年 七月十九日	堀秀成『説教体裁論』	一部訂正	類纂一五一		
一八七六(明治九)年 七月十八日	大教院『教会大意』	一部訂正	類纂一五一		
木戸野勝隆『浅間大神御伝略記』	一部訂正	清矩四			
【不許可】					
一八七二(明治五)年 六月 十二日	『慎終追遠二儀』	差留	類纂一四五	類纂一四五	
【文部省許可の書を文部省へ問い合わせ】					
一八七三(明治六)年 三月 十八日および五月二十三一二十九日	東大寺僧正義海『和字勅五憲法』	類纂一五〇 および一四四	類纂一四五	類纂一四五	
【大教院の申出で文部省許可の書を文部省へ問い合わせ】					
一八七三(明治六)年 七月一八月	瓜生政和『神武天皇略御伝記』	類纂一五一			

【文部省から教部省へ教義関係書を問い合わせ】

一八七三(明治六)年 八月 一八七三(明治六)年十二月 一八七三(明治六)年十二月	十三—十七日 十一—十四日 十四—十七日	中村長平『神靈考』 三木平七『国学初入門』 村上忠順『神号略記』	許可 許可 許可	類纂一四四 類纂一五〇 類纂一五〇
一八七四(明治七)年 九月	十九日	「自然神教」	題名変更	清矩一

【定期刊行物をめぐる混乱 京都府へ申入れ】

不明	『教林雑誌』第二輯十一号に不許可の宇喜多練要『十一兼題私記』が掲載	清矩四
----	-----------------------------------	-----

◎類纂は『社寺取調類纂』の冊数。清矩は小中村清矩『陽春廬蒐集録』の冊数。

教部省による統制で問題になつた書物は、管見では図表のようなものがある。ただし、資料の散逸状況から、このほかにも多くの問題になつた書物が存在したことが考えられるし、また図表に示した許可不許可の判断は、議案のレベルのものが多数なので、実際と違つた判断があるものが考えられる。注目すべきことはこうした判断にあたつて教典訓法章程や教書編輯条例が判断の基準となつていないことである。

章程と条例が出版される直前の六月二十九日に、次のような伺の案が作られている。

件名	号
輔 姫 受	明治六年
宍戸 黒田	回 同六月廿九日
出 仕	丞
課 議 濟	

出版書類許可之儀ニ付伺之件

出版同出ノ書類、種々異見アリ。固ヨリ二条ノ教則ニハ背カサレモ、皇典ノ章句ヲ引用シ儒家窮理ノ説ヲ以テ見ヲ立ルアリ。本居平田ノ説ヲ奉スルアリ。垂加ノ説ヲ用ユルアリ。其他五行雜家ノ説ニ類スルモノアリ。殊ニ僧侶ニアツテハ天ヲ説ケハ三十三天ノ説ヲ立テ生死ヲ論スルハ輪廻転生ヲ述ヘサル事ヲ得ス。然モ今学ニ正偽ノ判ナク道ニ三道鼎立ノ勢アリ。人々ノ自由ニ任セテ宗趣ヲ定メ、立言ノ書ヲ刊行スル事、時勢然ラサルヲ得ス。就テハ、三条ノ教則ニ背ケル書、政理上ニ害アル書、三道ノ大義ニ乖戾セル書、洋教ヲ伝布スルノ書ヲ除外ク外ハ、一般上木差許可然哉。此段奉伺候。⁽³⁹⁾

ここでは、是非の基準は、政治や道德やキリスト教対策の問題のはかは、三条教則のみであり、あとは神仏の諸説の自由に任せることが主張されている。

条例が出された後の具体的な例として、大学中助教を務めた井上淑蔭の『造化考』の上木願いに関する議論を見てみたい。ただし、『造化考』は未見で、教育部省の『准刻書目』にも記載がない。まず、次の文書は鈴木大の教育部省考証課での案である。

〈印・考証課〉

明治七年四月十八日回

輔 〈印・黒田〉

丞 〈印・三島〉

鈴木大 〈印・鈴大〉

考証課 〈印・小中村 島田 小栗 大沢〉

出仕 〈印・土持〉

熊谷県下平民権大講義井上淑蔭著述『造化考』致檢閱候処、「造化三神ハ万物ヲ造化スル神ニ非ス、造化ノ初二生シ給フ神ナリ」トテ、其理ヲ論スル、当世皇学者之説ニ反スト雖、議論正確外ニ可議者無之候間、上木許可可然歟。

（付箋：幼学其思諸ノ中ニモ此書ト同キ説アリテ已ニ上木許可ニ相成タレハ、此書亦許可スヘキ理ナリ 〈印・小栗〉。）

指令案

上木差許候事。

但成刻之上三部上納可致事。⁽⁴⁰⁾

この案では「当世皇学者之説」と異なることも差し支えがないとしている。次にこれを受けて小中村清矩が、この議論を一般化する次の議案を記している。

七年四月廿三日

小中村清矩 〈印・小中村〉

『造化考』上木願議案 〈印・大沢 小栗〉

「神アリテ造化ス」ト云ヒ、「造化ノ理アリテ後ニ神アリ」ト云フ。天下ノ立論此ヨリ大ナル无カルヘシ。然レトモ、誰力其始ヲ知ラン。現当四時行ハレ百物成ル実況ヲ観スレハ、神アリテ造化スル者ノ如クナレト、其主宰ノ神ハタ何レノ理ニヨリテ天地ノ初発ニ生リ出ケム。到底根元ノ活用ニ帰スルモ其理无キニ有ラス。然レハ此類ノ立言ヲ強テ、无稽ノ説、世ノ人ヲ惑スト云ヒテ止ヘキニ有ラス。況ヤ本省ハ神仏ノ教導職ヲ管理スルノ所ニシテ、其教義ヲ審定統一スル官衙ナラサレハ、政道ヲ害シ人心ヲ尽惑スル書ニアラスハ、『天御中主神考』(註・渡辺重石丸の著書)ノ如キ造化真宰書モ、『北郷談』(註・大教院藏板)ノ如キ彼此帰一ノ論モ、此書ノ如キ根元活用説セ、共ニ天理ヲ明ラム教職ノ一見識トシテ世ニ播サセ可然也。⁽⁴¹⁾

さらに、小中村清矩は、次のように「教義上ノ訴訟」の問題と関連してどうすればよいか伺を出している。

七年四月廿四日

小中村清矩

『造化考』上木願ニ付本省事務章程中之義心得方伺

章程下款(註・太政官無号一八七一(明治五)年三月十八日)第二条ニ教義上ノ訴訟ヲ判決スル事トアリ、其訴訟ナル者ハ千緒万端予メ知ル可ラスト雖モ、概スルニ神仏共ニ異宗異派異説正邪ノ論弁、或ハ實際ニ教導スル所ノ奇

僻ナル有テ争ヲ釀スニ至ル可シ。其ヲ裁決スルニ及ヒ、原来妄誕ナルハ論ニ及ハスト雖モ、此『造化考』ノ如キ類、各一見識有トスル説ヲ争ヒテ、若シ訴訟ニ及ハ、如何御处分有ルヘキ哉。未発ノ義ニ伺フハ如何ト存候へ共、課中心得ノ為、事ノ序ニ任セ奉伺候也。⁽⁴²⁾

以上のような教育部省内の対応は、三条教則に矛盾するような大きな相違以外は基本的に個人の責任として出版を許可する姿勢といえる。

つぎに『古事記』に関する二つの例を見たい。まず、章程と条例の遵守を自ら宣言する三國幽眠略解の『古訓古事記』の例である。権大講義の三國幽眠は、江戸時代に『孝經』の幕府公認の註が朱子のものであることに不満をもち古註に依拠して自己の註を加え、『古註孝經』を出版するほど、古典には厳しい人であった。彼は、宣長の『古事記伝』に対し、「後学蒙其恩惠者、誠為不淺鮮矣。」とその貢献を認めていたが、「然立論奇偏。往往不免識者之指斥。」と批判的見解を持っていた。ところが彼が出版したこの本は、「訓点註解」を全く宣長に依拠したこと、「謹遵奉教書編輯条例之明令⁽⁴³⁾。」と述べ、自己の編書の優れた点を価格の安さや版の見やすさに求めていた。ここで「教書編輯条例」の規定に従つたというのは、教典訓法章程との混同であろう。この例は、章程と条例を厳密に守ろうとした例を示している。

しかし、天台宗の多田孝泉が独自の解釈を施した『略解古事記⁽⁴⁵⁾』の例はこれと異なる。この書について小中村清矩の自筆の「略解古事記檢閱總論」が残っている。これは本書が国学の諸説と大きく異なるため大教院の「教正ヨリ弁書ヲ上進シ改正ヲ命セラレ度旨申立」があつたことに対応したものであるが、「三条ノ則ニ違フ事ナクハ異門ノ異論ハ本省ニ於テ素ヨリ間然スル事ナカルヘシ」という立場で書かれている。この神道側の「弁書」は残っていないが、全十五条で逐条で問題点を論じてるので、その論点を知ることができる。このうち第十二条で次のように教書編輯条例が言及されている。

第十二条

國之常立神ノ名義解ハ、天之常立神ノ条ト共ニ陋説ナレト、「弁書」ニモ既ニ「一奇説トシテモ有リヌヘシ」ト云ヘレハ、其儘タルヘシ。根國ヲ月ト云ヒ、國常立神ヲ根國ノ神トイヘルハ『三大考』及ヒ『靈真柱』以下ノ新説ナレハ、其ヲ好マサル人ハ信セサルモ不可ト云難シ。「弁書」ニ『〔教院編輯条例〕ノ説ヲ難シタルハイシシキ礼ナキワサ也』ト云ヘレト、此ハ（挿入：教院ノ政ニシテ）本省ニテ裁断アルヘキ事トモ覚エサル也。

ここでは明確に、教書編輯条例が「教院ノ政」として教部省に直接関係のないものであると断定されている。江戸派の国学者である小中村清矩は『三大考』や『靈の真柱』などに繋がる平田流の国学に違和感を持っていたであろうが、ここでは考証課の官僚として、教書編輯条例が教部省の検閲基準と無関係であると言明されているのである。こうした明確な章程や条例への判断は管見ではこれだけであるが、その他の検閲でも章程や条例が言及されないのは同様の原則が貫かれているからと推定してよいと考えられる。

ま　と　め

教典訓法章程と教書編輯条例は、新時代への工夫と矛盾が見られる大教院時代の国学の動向を示す基本的な文書といえる。しかし、その強い内容的な規制に反して、実際の教部省の教書の統制では無視されていた。

教部大丞を務めた門脇重綾は、「教部職制ニ曰、教部ハ教義ニ関スル一切ノ事務ヲ統理スルヲ掌ルト。此レ教義ヲ掌ルニ非スシテ、教義ニ関スルノ政ヲ掌ルカ為ニ教部省ノ建ツ所以也」と教部省は教義の政務のみを扱うと考えた。そこで彼は「教部ノ旨趣ト教官ノ当務ヲ混同スルモノ」を批判して「夫三章（註：三条教則）ハ国法也。教法ニ非ルナリ。教部ハ施政ノ官也。教導ノ官ニ非ルナリ。」と主張している。⁽⁴⁷⁾こうした教部省と大教院の分離の論理は、この章程と条例の扱いに端的に現われていた。

ただし、こうした事実から簡単に章程と条例が力を持たなかつたということはできない。大教院の神道部分が共通の教化の内容として章程と条例を定めることと、教部省が神仏各派を含んで共通の教化の基準として三条教則を掲げていることは、レベルの違いこそあれ、相似な論理を含んでいる。そして後者の広い規制のもとの自由があつたからこそ、一時的にせよ神仏合同布教が可能になつたと言えるのではないか。この問題を検討するには、章程と条例の狭い規制と三条教則の広い規制が、実際の教書や説教のなかで、どのような分散と統合の実態を示しているかを示す多くの事例を求めることが必要である。これを広範な史料に当たつて検討することを今後の課題として本論文を終えることとする。

註

- (1) 辻善之助『明治仏教史の問題』一九四九年、一七六～一九六頁。
- (2) 文部省『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』一九四〇年、一二五～一四六頁。片山清一『資料・教育勅語』一九七四年、三二〇～三三三頁。前者は三百六点、後者は戦後のものも含めて五百点近くをリストアップしている。
- (3) ただし、教書類の分析を試みたものに大林正昭「三条教憲説教書の分析」（教育史学会発表一九八八年）があり、兼題解説書について從来のリストを補填している。
- (4) 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』一九三五年（一九七四年復刻）、六六三頁。
- (5) 西田長男「大教宣布の運動とその神觀」「神道史の研究」一九四三年。初出は大倉精神文化研究所編『国史論纂』一九四一年で、西田長男『日本神道史研究』第七巻に再録。
- (6) 『教典訓法章程・教書編輯条例』木活字本（大洲市立図書館矢野玄道文庫所蔵）。
- (7) 本居宣長『古訓古事記』全三巻。下巻の奥付けは「寛政十一年己未五月十日御免／享和三年癸亥十月発行」。
- (8) 栗田土満『神代紀葦牙』全三巻。上巻の本居太平序は一八一（文化八）年、自序は一八一〇（文化七）年、下巻の跋

は一八一三（文化二〇）年と一八一九（文政二）年と一八一七（文化一四）年。

(9) 平田篤胤『古史成文』全三巻、一八一八（文政元）年刊。なお、神武以降を含む神習文庫所蔵写本など刊行されていない部分もある。

(10) 平田鉄胤『祝詞正訓』一八五八（安政五）年跋。

(11) 橋千蔭『万葉集略解』全二十巻で三十冊。第二十巻下の奥書によれば、一七九一（寛政三）年に起筆され一七九六（寛政八）年に稿本ができ、一八〇〇（寛政十二）年に訂正が終る。刊本は時期が重なるが一七九六（寛政八）年刻成で、一八一二（文化九）年発行。

(12) 富永芳久『出雲風土記仮字書』全三巻、一八五六（安政三）年序。

(13) これは、神習文庫本の高田（小山田）与清の書入れ本を参照。一八二一（文政四）年に書入れをしたことが付箋にある。

(14) 栗田土満前掲『神代紀葦牙』上巻二丁ウ。

(15) この部分の引用も前掲の矢野玄道文庫本によつたが、前掲西田論文の引用文では「神代七代」とあり、「代」に（ママ）と振つてあるので、本テキストと異なる版が存在するようである。なお「万物化育」は西田論文では「万物化育」となつてゐる。

(16) 服部中庸『三大考』古事記伝第十七巻附録、一七九一（寛政三）年序、二十五丁ウ。筑摩書房版『本居宣長全集』第十卷三一六頁。

(17) A本：平（矢野）玄道『予美考証』一八七〇（明治三）年奥書、写本全八丁、神習文庫所蔵。

(18) B本：平（矢野）玄道『予美考証再攷稿』一八七〇（明治三）年奥書、全十五丁と付岡一丁。東京大学文学部国文学研究室本居文庫所蔵。

(19) C本：平（矢野）玄道『予美国考証』一八七〇（明治三）年奥書、全二十五丁。裏表紙に大教院御藏板書籍元捌製本所・近江屋孝助・森屋治兵衛とある。

(20) 教部省『准刻書目』第一号（「右准刻從明治五年壬申九月至同六年癸酉七月」）（復刻は『明治前期書目集成』第六分冊一

九七二年）および「准刻書目省中にて刊行同之件」『社寺取調類纂』第一四五冊（受・明治六年、回・七月三十一日、済・八月二日、議・小中村清矩、輔・宍戸・黒田、出仕・土持、課・考証）、国立国会図書館所蔵。

- (21) 前掲B本一一丁オ。前掲C本一一丁ウ。
- (22) 久保季茲『国魂神ノ説』一八七四（明治七）年奥書、全六丁写本、神習文庫所蔵『玉篋』第二二一冊に合綴。
- (23) 前掲『准刻書目』第一号および前掲「准刻書目省中にて刊行同之件」。
- (24) 「外務省に回答案」（受・明治六年、回・同十月廿七日、済・同上、丞・三島、議・小中村、出仕・土持、課・考証）、『社寺取調類纂』第一四五冊（国立国会図書館所蔵）。この文書は十月二十七日の教部大丞から河瀬弁理公使へ回答案、十月二十五日付けの河瀬から教部省への書籍の要求書、日付不明の大教院書籍掛から教部省考証課への書籍の送状からなる。
- (25) 『善惡報應論』木活字全十五丁。刊年作者名なし。
- (26) 『善惡報應論』木版全十八丁。刊年作者名なし。大教院蔵板。
- (27) 教部省『准刻書目』第一号（「右准刻從明治七年甲戌一月至同年二月」）。
- (28) 田中頼庸『神德論』全五十六丁木版本大教院蔵板（刊行年不明）。序は一八七四（明治七）年三月下浣の権大教正養鶴徹定と同年六月二日の出雲大社大宮司大教正従五位下家尊福の二つがあり、跋は同年七月付けの長川熙のものである。
- (29) 葛川信近（丹生川上神社大宮司兼大講義）『北郷談』一八七四（明治七）年序、大教院蔵板、二十七丁オ。
- (30) 西川順土『三天考を中心とする宇宙観の問題』『肇國文化論文集』一九四一年、三六頁。ここでは教書編輯条例を三大考論争の最後に位置付け、本居と平田の相違をそのまま含み込ることで「大教院の採用した諸説には多くの矛盾が含まれてゐた」と結論している。
- (31) 前掲『准刻書目』第一号。
- (32) 前掲「准刻書目省中にて刊行同之件」『社寺取調類纂』第一四五冊。
- (33) 前掲「外務省に回答案」『社寺取調類纂』第一四五冊。
- (34) 太政官布告第九十二号、一八七一（明治五）年三月二十三日。

(35) 太政官布告第九十号、一八七二（明治五）年三月二十日。

(36) 文部省布達「出版条例」、一八七一（明治五）年一月十三日。

(37) 教部省布達第十一号、一八七一（明治五）年七月八日。

(38) 教部省達書第十四号、一八七四（明治七）年五月九日（同月三日の大教院達第十五号を再録したもの）。

(39) 「出版書類許可之儀ニ付同之件」『社寺取調類纂』第一四五冊。第一七五冊にも同文あり。

(40) 小中村清矩『陽春蘆葦集録』第一冊、東京大学総合図書館所蔵。

(41) 同右。

(42) 同右。

(43) 『国学者伝記集成』統編三一八〇三一九頁の記述による。

(44) 『三国幽眠』『三国幽眠略解・古訓古事記』全三卷、一八七四（明治七）年五月官許、一八七五（明治八）年二月発行。引

用は「題言」上巻二丁オーウ。

(45) 多田孝泉『略解古事記』全二巻、一八七四（明治七）年四月二十日官許。

(46) 前掲『陽春蘆葦集録』第二冊。

(47) 門脇重綾『教部要説』前掲『陽春蘆葦集録』第二冊、（一八七四（明治七）年十二月二十一日の鈴木大による写本）。